

名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 11 月 9 日

午前 9 時 30 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 請願第 3、4 号 請願審査について
- 日程 2 第 27 号議案 平成 30 年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について
- 日程 3 第 28 号議案 平成 30 年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について
- 日程 4 第 29 号議案 名古屋市学校保健優良校の表彰について
- 日程 5 名古屋市体育館条例の一部改正について
- 日程 6 補正予算について
- 日程 7 指定管理者の指定について（中村生涯学習センター始め 8 施設）
- 日程 8 指定管理者の指定について（女性会館）
- 日程 9 指定管理者の指定について（瑞穂公園の公園施設）
- 日程 10 指定管理者の指定について（名古屋市枇杷島スポーツセンター始め 6 施設）
- 日程 11 指定管理者の指定について（名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター）
- 日程 12 指定管理者の指定について（瑞穂運動場）
- 日程 13 指定管理者の指定について（名古屋市志段味スポーツランド）
- 日程 14 指定管理者の指定について（名古屋市中川プール始め 8 施設）
- 日程 15 指定管理者の指定について（名古屋市名城庭球場）

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 28 名 ※傍聴者 1 人

(杉崎教育長)

おはようございます。ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第2「平成30年度名古屋市高等学校入学者募集要項について」から日程第15「指定管理者の指定について」までの14件につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても、日程第2から第4までにかかる部分については非公開、日程第5から第15にかかる部分については、議会に上程されるまでの間に限り非公開とと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

異議なしと認めそのように取り扱わせていただきます。それでは議事日程第1請願審査についてです。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

それでは、請願第3号及び第4号の陳述人の方の入室を許可いたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述をお願いいたします。

【口頭陳述が行われた】

(杉崎教育長)

それでは陳述人につきましては退室をお願いいたします。

両請願は同一人物の方からの請願となりますので、一括して議題といたします。事務局より請願趣旨の説明をお願いいたします。

(百合草総務課長)

日程第1「請願審査」について、まず請願第3号についてご説明させていただきます。

請願項目についてはご覧のとおり次の4点でございます。

一つ目は、「各学校に、タイムカードを設置する事」、二つ目は、「各学校の在校時間が、一か月 80 時間以上の教職員のいる学校は、学校名を公表する事」、三つ目は、「生徒の在校時間は、部活動を含め、当面、9 時間 30 分以内とする事」、四つ目は、「土日の部活動指導、1 時間 871 円以上にする事」を求めるものでございます。

続きまして、請願第 4 号についてでございます。

請願項目についてはご覧のとおり次の 4 点でございます。

一つ目は「小・中・高校、各学校は、生徒・保護者からの集金については、PTA 会計も含んで項目ごとに、検討、確認の上、生徒・保護者に、文書にて、説明をする事」、二つ目は、「各学校、集めるお金の使途基準、根拠、予算書、会計報告、決算書、を明確にする事」、三つ目は、「各学校が分担することが決まっている、お金については公費等でおさめることにする事」、四つ目は、「「連盟」等のように、任意団体のような加盟費に関しては、規約、会則、予算書、加盟届、もしくは入会届を、生徒・保護者にそろえて渡す事」を求めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

(小嶋委員)

請願第 3 号の要旨の 2 は 1 か月 80 時間以上というのが 1 日 8 時間を超えるんです。いわゆる残業時間ですよ。各学校の残業時間が 1 か月 80 時間以上じゃない教職員はいないと思いますけれども。

(梶田委員)

請願書は残業 80 時間と書いてありますね。

(小嶋委員)

そうですね、「残業」と書いてありますけれども、こちらの要旨の方は「在校時間」となってます。

(杉崎教育長)

請願項目は「在校時間」となってますね。

(野田委員)

請願事項のところにはそう書いてありますね。

趣旨の方には「時間」と書いてありますけれども、請願事項の方にはそのように書いてあります。

(百合草総務課長)

請願書の中に齟齬があると思いますが、趣旨の方の中身には「残業時間」としっかり書いてございます。これが請願趣旨として正しいのだろーと思いたしますが、すみません。要旨として抜粋いたしました2ページ目にあります、「請願事項」とあらためて書き直されている項目を挙げてございますが、こちらは「在校時間」と書いてございますので、こちらの表現を使いましたけれども、趣旨としては「残業時間」となっております。

(杉崎教育長)

いわゆる残業時間の表示がうまくいかないのではということ。

(百合草総務課長)

はい。

(杉崎教育長)

正規の勤務時間だからね。そういうことだと思います。

(小嶋委員)

公表でここにでてこない学校があったらね。

(杉崎教育長)

そうですね。では「残業時間」という趣旨で請願されているということですね。他はいかがでしょうか。

(小栗委員)

質問と疑問点を。生徒さんの在校時間の9時間半以内と書いてありまして、それで質問と疑問というのはですね、部活とか一般的にと言いますか、わたしのこれまでの常識で言うと、子どもは元気で体を動かして、という風に思っていたのですが、ただ時代も変わってきた中で、お子さんが実際に在校している時間というものは将来的に何か法的に決まりそうなものがありそうなのか、もしくはその社会全体的にグローバル化の中でも何かそのグローバル的に規制が入ってきそうなのか、そういうことを考えたときに、実質気持ちだけでこれまで動いてきたところを、基本的にレベタイゼーションというか、オフィシャル的に考えていく時代にもなってきたのかもしれな

い気がしたのですが、その点はどのようにお考えになっていらっしゃるかという質問なんです。

（藤本首席指導主事）

室長が欠席ですので代わりに答えさせていただきたいと思います。子どもの負担という面では配慮は必要だと思います。ただ、国の方の動きとしてこどもの時間をどこまでというのは明確に指定されておきませんので、学校現場としては子どもの負担にならないように、在校時間を考えていくべきかなという風に考えております。

（小栗委員）

今のお話でいうと学校の先生の長時間労働のひとつには部活みたいなものがあったりとか、それからお子さんによってやりたい子はやるんだけど、やらない子はやらなくていいと。そういうところの何か公平感みたいなものとかが、曖昧ですまされないような時代になってきたかもしれないと、ちょっと危惧を感じていたので質問させていただいたんですけれど。そういったこともしっかり取り組んでいく必要があるかなって気がしましたですね。

（杉崎教育長）

請願者の趣旨を見ると、部活動のことが中心にあって、部活動をやりすぎじゃないのかとかいろいろあるけれど。そのことについては国も含めて部活動も、特に中学生の部活動なんかも、今は事務局も考えていると思いますけれども。

（小栗委員）

そうですね。今までは当たり前のようにね、部活をやったというのは、私自身も思ったのですが、世の中が変わってきたので、そういうことを考えていくタイミングかなと思いました。

（杉崎教育長）

そうですね。

（金田教育次長）

そうなりますと私がお答えする事かなと。問題となっているのは、在校時間というよりは早い時間の朝練から、8時9時までの部活動で子どもが学校に在校しているということは、子どもの健康面とかで見直すべきところは見直す必要があるということだと思います。ただそれを何時間だったら適正なのか、何時間以上だったら問題なのかということは明確にはどこからも示されていません。学校現場の課題としては、ど

うしても中学校、高等学校が勝利至上主義にはしりがちで、部活が過熱化して練習時間を長くとることにですね、それで子どもたちにとって非常に思い出深い学校生活になる場合もありますけれども、一方で体への影響も考えていかないかなかなと思います。

(小栗委員)

ありがとうございます。

(杉崎教育長)

昨日も小中学校連合音楽会、市民会館であったんで私も主催者なのであいさつをしてきましたけれども、これは小学生も中学生も部活でやっていること、吹奏楽や合唱団で。レベルは高いけれどもここに来るまでは相当に苦労したんだろうなっていうのは思いますけれども。まあ子どもたちにとっては一つの晴れ舞台なものですから、ああいうところで披露するということは非常にいいものだと思うんですけども、あまり過熱してやっている、ちょっと。加減が難しいんですけども。

(金田教育次長)

難しいですね。納得して望んでやる子どもも、そういう保護者もいますから。また一方でそんなに練習させないでという子ども保護者もいまして。皆様のお感じのとおりだと思っております。

(杉崎教育長)

なので一律に何分以内にしろとか言う問題ではないのではないかなと思います。他いかがでしょうか。よろしいですか。

(小嶋委員)

わたしは一日9時間半なら十分、8時から5時半くらいまでかな、学校いられるの、というふうに思うのですが、確かにそういった全国大会目指しているような場合って言うのは、それではもう少し必要であったり、あるいはもう少し、主要なパートを担当する子についてはもう少し余分な時間が必要かなと思ったりするのですが、名古屋市として各校の部活動の時間というのは把握されているんでしょうか。そのあたりもあるかなと。職員の残業時間もそうですけど、各学校の各部活動がだいたい何時間くらい練習しているのかということを、ある程度把握する必要があるのかもしれないなと思っております。

(杉崎教育長)

教員の残業時間とも当然リンクしていますからね。

(近藤生涯学習部長)

部活動につきましては現在ですね、私共の方であり方というかですね、主にはやはりあの、先生方の負担軽減と子どもたちの部活動がどういう形がいいかという点からですね、ちょっと今外部の方も含めまして、検討会を行っております。その前段階の資料といたしまして、各校にアンケート調査なども行いまして、一定の範囲内ではございますが、部活動をどれくらいやっているのか、それと先生方がどのくらい部活動に時間を割いておられるのか、そういった調査を行っております。これは従前から、形態は違いますが、時々調査はしておりますので、一定の把握はしておりますので、それを踏まえまして、現在どの程度負担なのか、そういうことを含めまして現在検討を行っているところでございます。

(久野教職員課長)

教職員の時間外の在校時間の把握につきましては、職員ごとに磁気カードがございまして、それをターミナルという機会を通すことによって、出校したときの時刻と退校したときの時刻が打刻がされて、トータルの在校時間が把握できる仕組みになっているところです。

(小嶋委員)

そうしますと、この請願の1「各学校にタイムカードを設置する事」というのは、これはすでにクリアされているということですね。

(久野教職員課長)

おっしゃる通りです。

(杉崎教育長)

他いかがでしょうか。他にご意見ないようです。

請願第3号につきましては、引き続き、学校現場の勤務環境の改善に向け取り組み、支援していくことを事務局へ求め、「意見としてうけたまわる」としてはいかがでしょうか。

また、請願第4号につきましては、今後も生徒・保護者へ適切な情報提供がなされるよう事務局へ求め、「意見としてうけたまわる」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

両請願につきましてはご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。
それではこれより日程 2 にうつります。これ以降は議事を非公開といたしますので、
傍聴人の方は退席の方をお願いいたします。

日程第 2 から第 3 までは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条
の規定により、会議録は別途作成。

午前 11 時 05 分終了

名古屋市教育委員会定例会

平成 29 年 11 月 09 日

午前 9 時 30 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 請願第 3、4 号 請願審査について
- 日程 2 第 27 号議案 平成 30 年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について
- 日程 3 第 28 号議案 平成 30 年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について
- 日程 4 第 29 号議案 名古屋市学校保健優良校の表彰について
- 日程 5 名古屋市体育館条例の一部改正について
- 日程 6 補正予算について
- 日程 7 指定管理者の指定について（中村生涯学習センター始め 8 施設）
- 日程 8 指定管理者の指定について（女性会館）
- 日程 9 指定管理者の指定について（瑞穂公園の公園施設）
- 日程 10 指定管理者の指定について（名古屋市枇杷島スポーツセンター始め 6 施設）
- 日程 11 指定管理者の指定について（名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター）
- 日程 12 指定管理者の指定について（瑞穂運動場）
- 日程 13 指定管理者の指定について（名古屋市志段味スポーツランド）
- 日程 14 指定管理者の指定について（名古屋市中川プール始め 8 施設）
- 日程 15 指定管理者の指定について（名古屋市名城庭球場）

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 28 名 ※傍聴者 1 人

(杉崎教育長)

次に、議事日程第 5 「名古屋市体育館条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草総務課長)

日程第 5 「名古屋市体育館条例の一部改正について」について説明させていただきます。本件については名古屋市の熱田区に設置してございます、名古屋市体育館の天井に新たに空調設備を設けることに伴いまして、競技場の利用料金の基準額を空調設備が設置されております他の同規模の競技場と同じ額にするために改正を行うものでございます。その料金につきましては平成 30 年 4 月 1 日からの使用について適用するために、施工期日を平成 30 年 1 月 1 日とするものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

質問が終わりましたので何かご質問等ございますか。
具体的な条例の案は次のページですね。

(百合草総務課長)

はい。最後が新旧対照表になっています。

(杉崎教育長)

一番最後に新旧照表が書かれていますので。
これって、今申し込むと低い料金のままになっちゃうの。4 月以降。まだ申込期限がきていないの。

(中田スポーツ施設担当主幹)

はい。まだ現在利用申し込みができませんので。1 月 1 日からの受付になりますので。

(杉崎教育長)

もうみんな新料金の人ばかりになるの。

(中田スポーツ施設担当主幹)

適用が 4 月 1 日ということになっておりますので、1 月 1 日に申し込んでいただいた方から新料金になります。

(杉崎教育長)

4月からだね。

(中田スポーツ施設担当主幹)

4月からです。

(杉崎教育長)

4月からだと空調使えなくても、料金は取られるわけだね。

(中田スポーツ施設担当主幹)

他の施設と同様の取扱いとさせていただきたいと思います。

(杉崎教育長)

という条例が今度11月議会に出るということですね。いかがでしょうか。いいですか。

それでは特にご意見は内容ですので、「名古屋市体育館条例の一部改正について」につきましては原案通りでご異議なしと認めてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして議事日程第6「補正予算について」を議題とさせていただきますので、事務局の説明をお願いいたします。

(大坪企画経理課長)

「平成29年度補正予算」について説明させていただきます。予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、説明資料を提出するものでございます。

1 ページをお願いいたします。「中学校入学準備金の支給」でございます。要保護・準要保護の児童生徒を対象に支給しております就学援助費のうち、中学校入学後の6月に支給していた新中学1年生への入学準備金につきまして、支給時期を入学前の2月に前倒しするものでございます。

「2 内容」の(1)、(2)にございますように、対象者は、小学6年生の準要保護児童2,274人を、支給単価は47,400円を予定しているところでございます。

2 ページをお願いいたします。「瑞穂公園陸上競技場改築に係る整備手法等調査」でございます。老朽化が進んでいる瑞穂公園陸上競技場の改築に係る整備手法に関する調査を実施するにあたりまして、厳しい敷地条件の中、アジア競技大会の開催を目指すとともに、大会後の利用も踏まえた施設の整備を進めるためには、本年度当初予算において予定していた調査より、調査内容を拡充する必要性が生じたことから、所要額を追加するものでございます。

内容といたしましては、2 の（１）にございますように、昨年度公表された「第 20 回アジア競技大会開催構想」に記載された観客席の予定数 35,000 席程度を確保することを目指した、敷地の拡張や高度制限の緩和などによる整備の可能性や、（２）の建設事業費や維持管理費等を踏まえた上での、観客席の本設と仮設の適切な割合、（３）の収益性を確保するための方策、そして（４）の P F I 手法など民間活力を導入する可能性の調査といった事項につきまして、複数案の調査・検討を実施いたします。

なお、本件は年度内に調査が完了しないことから、本年度の当初予算 9 百万円を含めた 2 千 7 百万円全額を、翌年度に繰越しいたします。
簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

（杉崎教育長）

説明が終わりましたので、何かご質問やご意見等ございましたら。

（梶田委員）

ちょっといいですか。このお金は外部に委託することなんですか。

（大坪企画経理課長）

調査は外部に委託をいたします。

（杉崎教育長）

瑞穂のほうは外部に。他いかがでしょうか

それでは谷ご意見も内容でございますので「補正予算について」は原案通りで異議なしとお認めしてよろしいですか。

（各委員）

異議なし

（杉崎教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に日程第 7 から 8「指定管理者の指定について」は 2 件を一括として議題に供しますので、事務局からの説明をお願いいたします。

(小川生涯学習の推進及び管理等合理化担当主幹)

中村生涯学習センター始め 8 施設の指定管理者の指定につきまして、ご説明いたします。

指定管理者の指定にあたりまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。

今回、指定管理者として指定いたしますのは、平成 29 年度で指定期間が終了する中村生涯学習センター、熱田生涯学習センター及び名東生涯学習センターの 3 施設並びに平成 30 年度から新たに指定管理者制度を導入いたします、中川生涯学習センター、港生涯学習センター、南生涯学習センター、緑生涯学習センター及び天白生涯学習センターの 5 施設の、合計 8 施設でございます。

候補者の選定にあたりましては、名古屋市生涯学習センター条例及び同条例施行規則に基づいて公募を行い、応募がありました 10 者、延べ 27 者について、指定管理者選定委員会生涯学習センター部会において、審査を重ねてまいりました。部会は、外部委員 4 名、内部委員 1 名で構成され、条例に定める選定基準である「平等利用の確保」、「施設の設置目的の効果的達成」、「管理経費の縮減」、「物的及び人的能力」などについて書類審査やヒアリング審査を行い、指定管理者の候補者を選出いたしました。

この結果、中村生涯学習センター、熱田生涯学習センター、港生涯学習センター、南生涯学習センター及び名東生涯学習センターの 5 施設には公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会を、中川生涯学習センターにはホームックス株式会社を、緑生涯学習センターにはシンコーグループを、天白生涯学習センターには愛知スイミング・大成共同事業体を、それぞれ指定管理者として選定し、11 月市会に議案として上程しようとするものでございます。

続きまして女性会館の指定管理者の指定につきまして、ご説明いたします。

こちらは、平成 29 年度で指定管理期間が終了する女性会館の指定管理者を指定するにあたり、先ほどご説明いたしました生涯学習センターと同様に、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。

候補者の選定にあたりましては、名古屋市女性会館条例及び同条例施行規則に基づいて公募を行い、応募がありました 1 者について、指定管理者選定委員会女性会館及び男女平等参画推進センター部会において、審査を重ねてまいりました。

部会は、外部委員 5 名で構成され、生涯学習センターと同様に条例で定める選定基準について書類審査とヒアリング審査を行い、指定管理者の候補者を選出いたしました。

この結果、アイ・コニックスグループを指定管理者として選定し、11 月市会に議案として上程しようとするものでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、何かご意見や質問はございますか。

特にご意見も内容でございますので、「指定管理者の指定について」につきましては、2 件、原案通りでご異議なしとお認めしてよろしいですか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 9 から日程第 15「指定管理者の指定について」の 7 件を一括議題といたしますので事務局の説明をお願いいたします。

(中田スポーツ施設担当主幹)

議事番号 9 から 15 までの指定管理者の指定につきまして、ご説明させていただきます。

枇杷島スポーツセンターを始めとした 18 施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございます。

今回、指定管理者として指定いたしますのは、今年度末に指定期間が終了いたします枇杷島スポーツセンターはじめ 6 スポーツセンター、黒川スポーツトレーニングセンター、瑞穂運動場、志段味スポーツランド、中川プールはじめ 8 つの温水プール、名城庭球場の併せて 18 施設でございます。

候補者の選定にあたりましては、名城庭球場を除く 17 施設については、名古屋市体育館条例始め関係条例及び規則に基づいて公募を行い、応募がありました 8 者、延べ 30 者について、外部委員 5 名で構成された名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会スポーツ施設部会を開催し、審査を重ねてまいりました。

また、名城庭球場につきましては、全国的にも例の少ない赤土のアンツーカコートであることから、名城庭球場の施設を適切に管理する能力を有し、また、本市からの

指定管理料の支出なく効率的・効果的に施設の管理運営を行うことができる団体は一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部のみであることから、非公募で選定を行いました。

この結果、名古屋市瑞穂運動場条例第1条第1項に規定する瑞穂運動場を指定した財団法人名古屋市教育スポーツ協会をはじめ18施設における指定管理者の指定にかかる議案を上程させていただきたいと考えているところでございます。

なお瑞穂公園の公園施設につきましては、緑政土木局の所管ではございますけれども、瑞穂運動場との一体管理をしているため、指定管理者の指定に関わる議案を教育委員会事務局の方から上程をさせていただきたいと考えております。

また、今回新たに中スポーツセンターに指定の相手方につきましては、今回初めて本市のスポーツ施設に応募されました「なごやスポーツパートナーズ」を指定しようとするもので、「株式会社コナミスポーツクラブ」及び「日本メックス」の共同事業体となります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問等がございましたら。

7件まとめてになります。

(小栗委員)

今回初めてのところが出てきたんですが、もし可能であれば今後会社というか中身がわかるようなものは、お付けいただくことはできますでしょうか。

(杉崎教育長)

今回、さっきの中スポーツセンターのような新しい会社が出てきたけど、口頭だけだとよくわからなかったから、書類としてつけてもらえるかなということですね。

(小栗委員)

そうですね。

(中田スポーツ施設担当主幹)

今後、参考に会社概要といったものを資料を付けさせていただきます。

(小栗委員)

できれば。まあ調べれば我々わかるんでしょうけど。概要的なものとか。事件が今回別のところではあったものですから。そういうこともあって、つけていただいた方が我々も確実に判断ができるかなと。可能であればお願いしたいと思います。

(杉崎教育長)

次回からでよろしいですか。参考資料というかたちで。

(小栗委員)

次回からで。

(梶田委員)

先日、なんか新聞で市の指定管理をしている委託先で、何かこうまた貸しのまた貸しをしているのではかと。また委託ですね、それをしているのではないかという報道がありましたが、そのあたりのところはどうなのでしょう。

(中田スポーツ施設担当主幹)

この度、新聞等の報道等でお騒がせしておりましたけれども、教育スポーツ協会の方が委託を出していた、プール監視業務につきまして委託を出しておりましたけれども、その会社が再委託の疑惑をもたれているという事故を引き起こしたというのがありました。こちらの方はですね、協会の方で調査をしましたけれども、調査結果の中からは、現在書類等が国税に押収されているとのことで、そこは黒白を判別できるような状況ではなかったという風に聞いております。ただ、また協会の現在の業務形態としましては協会からその委託を出している会社に対しまして、そこからの指揮命令系統で、プールの監視業務を行っておりますけれども、従前にですね、再委託をしている会社の方にですね、今回は脱税容疑ということで拘束されたんですけれども、その会社との関係においては在籍型出向ということで、人を配置されているという風に聞いております。また、在籍型出向ということにより、給料計算とか、給料の支払いということについてもその会社で行っているというふうなことがございました。ただ、弁護士さんの方にですね、相談というか確認をいたしましたところ、一般的な商行為としてはそういった形態はありうるということで、違法ではないけれども実態的にどうなんだといったところで、出向しているところから再委託をされたといわれている会社にはきちっと指揮命令系統があって、それをできているかというような点については一括の採択をされたととられても仕方がないというご意見も頂いているところでございます。そうは言うものの、今回は蔵なのか白なのかはっきりとした書類もないものですから、改めて判断ができない部分ではありますけれども、協会のほうにおきましては原契約、委託を出している会社との契約は解除するというふうに聞いてお

ります。また、今後の協会のプール監視業務につきます入札の指名からも外すというふうに聞いております。またその、再発防止策ということで、実際に請け負った委託会社からは雇用関係がわかるようなものを徴収したりだとか、実際に日々の業務の中で確認をしていくというふうに聞いております。そういったことから、教育委員会事務局といたしましては、協会に瑕疵があるとは言えないけれども、一定の市民の信頼の損ねたという面では社会的責任があるのではないかというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように契約解除をしたりですとか、再発防止に向けた取り組みをしていくとのことでございますので、協会の方からもきちっとやりますという誓約書をいただいておりますので、こういったことを勘案しまして今回の指定管理者の公募におきまして選定されましたスポーツ協会について候補者としていたいと考えております。説明は以上です。

(杉崎教育長)

はい。他いかがでしょうか。

(小嶋委員)

今の件に関連してなのですが、この名古屋市教育スポーツ協会に関する問題であったとのことなのですが、名古屋市教育スポーツ協会の調査によればというお話だったのですが、これまでのところ教育委員会として、十分というか、十分な調査をしてきた結果、スポーツ協会の方から改善案が出されて、問題のある業者とは契約を解除して、またその今後の防止策についての誓約書が出されたとのことですよ。決してスポーツ協会が自主的に調査をただけでなく、教育委員会として十分なプロセスを経ているという理解をすればよろしいでしょうか。また今、プールの管理のことでこのお話が出てきましたけれども、教育スポーツ協会もすでに承諾しているんですけども、このほかたくさん施設の管理をお願いしているんですけども、それは全体に通して言えることであり、またあるいは名古屋市教育スポーツ協会だけではなく、名古屋市が管理を委託している指定管理者全般について言えることという理解でよろしいですか。

(近藤生涯学習部長)

今の小嶋委員のご指摘にございましたように、直接の調査の実施につきましては、直接契約関係のある協会が調査を行っておりますけれども、調査にあたりましては、私ども教育委員会と調査方法等について十分協議をいたしまして、私どもも納得のできる範囲内での調査を行うということで実施しておりますので、直接の調査を行ったのは協会ではありますが、教育委員会としても十分な調査を行ったと判断をできる内容にと私どもも認識しております。また、2点目の協会の他の施設についての業務形

態ですとか、委託契約の状況ですとか、他の指定管理者につきましても今回の指摘を受けまして適切に契約が行われているかについては調査・確認を行いまして、問題ないとの回答を受けているところでございます。

(小嶋委員)

了解いたしました。

(杉崎教育長)

はい。他いかがでしょうか。

ということだと、今回の調査の結果ですとか、聞き取り、お聞きいただいたということで、スポーツ協会に瑕疵があるとは言えないけれども、社会的責任があるのではないかということやスポーツ協会がHESとの契約を解除するという、再発防止策をきちっとこれからやっていくという旨の書類が出されているということもあるので、今回はそういうことが行われるということを前提にというか、そういうことがあるということ踏まえて、今回の議案は了解ということでよろしいでしょうか。

(小栗委員)

あとはスポーツ協会とHESとの関係がクリーンであるという証明はどこかでされているのでしょうか。委託の解約をするということですのでけれども、ひょっとするとこのもうひとつ重要なところはスポーツ協会とHESとの関係がクリーンであったとの証明ができるかどうかですよね。結局こっちから委託して再委託になっているのですが、そのときに今言った関係がクリーンであるという証明も必要かなと思ったんですけれども。

(近藤生涯学習部長)

はい。その点でございますが、やはり契約関係のですね、適正化どうかということにつきましては、最終的には契約書そのものをですね確認したうえでないと明確には言えないということでございます。その点につきましては、先ほど主幹から説明を申し上げましたように、現在国税庁の方に該当の契約文書が押収されていることから直接今の段階では確認はできてはおりません。ですので今後、国税庁から押収された契約書類が返却される時期についてはまだ不明でございまして、それが返却された時点でHESからは今後の調査については協力するとの旨の回答をいただいていると聞いておりますので、その時点で再度確認をいたしまして、再度確認をいたしまして、その契約内容には疑義がないと、今の契約行為の内容としては問題がないという点についてはその時点で確認ができるのではないかなと思います。

(小栗委員)

願わくはその結果がですね、クリーンであれば全く問題がないのですが万が一。

(近藤生涯学習部長)

あ、ちょっとすみません。訂正です。小栗委員が聞かれましたのは協会と HES の関係ですね。その点につきましては、協会が契約を結んでおります HES との間の契約書にはですね、明確に再委託の禁止等も示されておりますので、そういったことから協会と HES との契約内容については、問題がないという認識でございます。ただ、その際委託の禁止行為が明確に禁止されていた中でもこういった事件もございましたので、その担保として十分か、そういった点につきましては検証が必要かと思われますけれども、この契約内容については再委託の禁止を行っていたということで、協会としては適正な手続きを踏んで契約をしたというふうに私どもも判断しております。

(小栗委員)

おそらく望ましいのはですね、今おっしゃったこと通りだと思うんですけども、もっと望ましいというのは、もうひとつ上にさかのぼってスポーツ協会と HES との関係が契約という表だけではなくて、本来であればきちっとその関係が契約では見えないところがどうなっているかというところまで調査をするのがのぞましいのではないかなという気はしたんですけどね。

(近藤生涯学習部長)

追加でございますが、契約書のないなかでの調査でございますので、実施できました調査は実際従事しております従業員の方への聞き取りですとか、HES に残っております、給料関係のデータ等についての範囲内での調査になりましたけれども、その限りにおきましては、協会としては表面上になりますけれども、再委託が行われていたという疑念を持つまではなかなか至らなかったのではないかなと。状況証拠ではございますが、判断をせざるを得ないところだと思います。ただ、委員がおっしゃられました通り、今回こんなことがおきましたので、今後についてはさらに踏み込んで随時雇用関係の契約の書類を確認するでありますとか、そういったさらに踏み込んでの確認をすることによって、再委託が行われないよう予防をするとのことで対応をさせていただくというように考えております。

(小栗委員)

そうですね。何物なければそれに越したことはないんですが、比較的取引の数が多いということもありますので、貴会を見つけて、入り込めるときにはもうちょっと入り込んだ方がいいかなという気はしますね。

(杉崎教育長)

今回準備が整い次第、契約を解除するということと、今回の関係では協議が整っているようなので。そうはいつでも、どうなのかって言うのは引き続ききちっと調査をしていくということで、ですね。

他によろしいですか。事務局からお話が合ったようなことをふまえて、今回の日程第 9 から 15 の「指定管理者の指定について」は原案通り異議なしということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

本日の案件はすべて終了いたしました。教育委員会定例会を終了いたします。

日程第 2 から第 15 までは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 11 時 5 分終了

